

**令和4年度**

**第21期第13回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和4年12月20日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和4年12月20日(水) 午前10時から11時13分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川上流漁業協同組合）
- 2 協議事項1 第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量の事前協議について
- 3 報告事項1 第18回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について
- 4 その他（1）第12回委員会（10月12日）における意見について  
（2）次回の委員会日程等について

#### 出席委員

浅尾和司 大瀬公司 垣外 昇 中本恵二 笠見和彦  
井上亜貴 加治佐隆光 三輪 理 河村功一 金岩 稔  
(※ 斜体字：Web出席)

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)  
(漁業調整班)  
主任 中瀬 優

#### 傍聴者

なし

計14名

○浅尾会長

おはようございます。ただ今から第 21 期第 13 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は委員会総数 10 名中、欠席が 0 名、出席委員が Web 参加を含めて 10 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、大瀬職務代理者、加治佐委員にお願いします。

それでは議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川上流漁業協同組合）」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 4 年 11 月 25 日付け、農林水第 24-4247 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

内容については、知事に対し宮川上流漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

1 - 2 ページをご覧ください。概要をまとめてあります。改正の概要は、遊漁料の変更、一部の値上げです。改正の理由は、漁業権対象種の増殖に係る種苗費及び諸経費が高騰していることから、事業継続を図るための値上げになります。

1 - 3 ページが新旧対照表です。遊漁料の額及び納付方法の項目で、鮎については、竿釣とヒッカケの年券が値上げとなります。竿釣は現行 11,000 円の年券を 12,000 円に値上げし、一方で 18 歳以下を無料として、新たに女性は 3,100 円の料金を設定します。ヒッカケに関しては、年券 16,000 円を 17,000 円にします。

あめごは、日券について解禁日より 1 ヶ月の間の料金 1,600 円を 2,000 円に、年券は 4,400 円から 5,000 円に値上げします。

にじますは、年券を 4,400 円から 5,000 円に値上げします。

ふな、鯉、おいかわは、年券が 2,100 円から 2,500 円になります。全漁種共通の年券は 14,600 円から 15,000 円になります。変更については以上です。

1 - 5 ページが宮川上流漁協からの遊漁規則変更認可申請書です。それ以外の総会議事録等の添付資料は私の手元にあります。

審査をいただく内容は、1 - 2 ページにあります漁業法第 170 条第 5 項の規定に基づき、遊漁を不当に制限するものではないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものであることについて、ご判断をいた

だくこととなります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明にありました議案1について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、適切であると認め、その旨答申いたします。

それでは、協議事項1「第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量の事前協議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。

2-16 ページから2-17 ページが第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について、2-18 ページが「あゆ」についての目標増殖量算定方法、2-19 ページから2-20 ページが「あゆ以外の魚種」についての目標増殖量算定方法、2-21 ページがアユ人工ふ化による増殖効果の種苗放流量への換算方法です。

これらについては、過去の委員会で協議を行い見直されてきたところですが、昨年度は2-18 ページにある増殖調整係数を改正していただきました。

これらをもとに、令和5年度の目標増殖量を算定した結果が2-1 ページです。漁協別にそれぞれ上段が令和4年度の数量、下段が令和5年度の数量案で、増減のあった箇所に下線を引いています。

あゆについては、桑員河川漁協が令和4年度320 kgから令和5年度640 kgに増、青蓮寺川香落漁協が180 kgから130 kgに減、櫛田川上流漁協が260 kgから350 kgに増、銚子川漁協19号が60 kgから40 kgに減、銚子川漁協20号が210 kgから140 kgに減、大又川飛鳥五郷漁協が390 kgから460 kgに増となりました。

あゆ以外の魚種においては、雲出川漁協のあまごが増加、桑員河川漁協のふななど6漁協の7魚種において減少となりました。

2-2 ページが令和5年度あゆ目標増殖量（案）の算定一覧表、2-3 ページからが漁

協別のあゆ以外の魚種についての令和5年度目標増殖量（案）の算定表です。

なお、大又川飛鳥五郷漁業協同組合代表理事組合長から当委員会あてに、目標増殖量に関する要望書が提出されましたので報告させていただきます。2-22 ページから2-24 ページが要望書、その後ろがあゆの目標増殖量の算定方法に係る添付資料です。

内容については、組合の努力等により、遊漁料収入等は増加しているものの非常に厳しい現状であり、あゆの算定方法をあゆ以外の魚種の算定方法に準じた案とする要望です。現在の算定方法では、大又川飛鳥五郷漁協の令和5年度目標増殖量案は460 kgですが、要望のあった算定方法では、資料③のとおり、令和5年度は260 kg、令和6年度は320 kgとなるということです。

大又川飛鳥五郷漁協からの要望も含め、令和5年度の目標増殖量について、ご協議お願いします。

本日ご協議いただいた目標増殖量については、2-17 ページの取扱方針4、目標増殖量の事前協議により、各漁協に対し数量を示して意見を聴取する予定です。

事務局からは以上です。ご協議よろしくお願いします。

#### ○浅尾会長

ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

#### ○加治佐委員

大又川飛鳥五郷漁協の提案内容を見たところ、大胆な変更になるかと思うんです。ただ、1割でも目標増殖量が増えると大変になるところもあるのかな、と感じます。なんとか現状に近いあゆの算定方法を使いながら目標増殖量が少なくなる計算方法だと思うんですけど、もう少し少なくならんかなと自分なりにインターネットとか見たところ、一尾あたり7gっていう数字が使われていて、これが言わば比例係数のひとつになっている。ネット情報では、各研究所や他県によると、一尾あたり7gのあゆを放流量するのが理想的な数字らしいです。一方で種苗を売る業者の人は、7gからちょっとエサをやると、8gや9gと増えるから10g位の商品が実際は多いらしいんです。それで3割引き位はしてる計算式が、この $\times 0.007\text{kg}$ という受け取りをしました。

ただ、更にいろいろ検索したら大又川飛鳥五郷漁協じゃないんですけども、宮川上流漁協では5gサイズを中心に順次放流をするようにしたとする10年位前の新聞記事がありました。要するにお役所は、早めに小ぶりのあゆを放流しなさいよというのがおすすめらしいんです。そういう話があるらしくて、記事には3月から5gの小さなサイズから放流を始めたとされていまして。なんでかっていうと、宮川上流漁協では、解禁時期をちょっとだけ早めてもらったらしいんですよ。6月から5月に早めてもらったので、小ぶりのものから放流するようになったらしいんですよ。この記事だけ見て受けた印象はひょっとすると一尾7gよりも、実際は6gとか5gとか小さいあゆを放流しているところもあるんじゃないかということです。私が何を言いたいかということ、そういうところでは一尾あたりの放流するあゆの目安を7gとせずに、実態は6gだよと説明ができる組合については7gじゃなくて6gでも良いんじゃないかと思う。要するに放流する重量を6/7とかにしても良いんじゃないかと思いました。それがまったくありえないことならばもう

結構なんですけども、もし、7 g よりも小さいあゆを放流している実態があるんでしたら、そういう説明が出来るところは7 g を6 g や5 g に変えても良いんじゃないかなろうかと。実態にあわせた小さい数字があればそれでも良いんじゃないかと思いました。以上です。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。加治佐委員からあゆの一尾あたりの重量を7 g から6 g とかそう証明できるのであれば、放流する重量を一尾あたりの重量に合わせて変える方法で計算しても良いんじゃないか。といったご意見が出されましたけど、その意見に対して、また、ほかのご意見ございましたらどうでしょうか。

#### ○金岩委員

ひとつ追加情報ですが、水産研究教育機構からの報告で5 g でも7 g でもその後の生存率とか成長とかあんまり変わらないって報告があります。ですので5 g 換算にしてもそれを県が推奨する立場にあったとしてもそんなにおかしな話でもないと思います。ただし、5 g にすると種苗放流の稚魚を売ってる側としては、損をするんですよ。重量単位で売る訳ですので、すべての漁協でそれが薦められるかっていうとそうではないので、それはそれで疑問は残るかな、と思います。以上です。

#### ○浅尾会長

この7 g っていう数字は、ずっと従来から使ってるわけですけど、それを変えるとなるといろんな根拠が必要となるわけですけども、7 g の根拠はどういうことでしたか。事務局わかりますか。

#### ○事務局（林事務局長）

7 g の根拠ですが、あゆの目標増殖量の算定について、平成18年度に見直す前は、その他魚種と同じように組合の経常的収入などから算出していました。それを科学的根拠に基づいて算出するため、早瀬や平瀬の面積などを取り入れた取扱方針に変える時に、7 g という数値が出てきました。根拠となる文献を直接見たことはないのですが、議事録には富山水試の報告に7 g のあゆで放流すると釣るときまでに70%の生残率があると記載があり、現在の7 g で70%の数字が使用されています。それと参考ですが、平成24年頃の委員会で、実際のあゆの放流はもう少し大きい10 g から15 g の魚を放流している漁協が多いのではないかとということで、その魚体重で目標増殖量を試算したところ、1.3倍位の重量となりました。当時、試算結果を各漁協に意見照会したところ、漁協の負担が増えるため、実現はしませんでした。今回は、小さなサイズのご提案でしたが、大きなサイズで計算すると漁協の負担が大きくなります。

#### ○加治佐委員

標準的なもので放流するときに7 g を使うことに異論はありません。例外的に小さいあゆを放流していて、それを主張したい漁協があれば認めてあげても良いんじゃないかという意見になります。そういう漁協はないかもしれません。

○浅尾会長

今のところ、そういう漁協の要望はないですね。

○加治佐委員

なぜそれを言うかという、7gが6gに変わっただけでも1割以上変わるわけですから、言葉は悪いかも知れませんが、崖っぷちの漁協にとってはとても大きなことかも知れません。例外的な扱いとして、そういう選択肢があっても良いかもしれない。

○浅尾会長

要望書をいただいている大又川飛鳥五郷漁協がどのくらいのサイズの稚魚を入れているかわからないので、一般論としてでよろしいでしょうか。

○中本委員

大又川は現在7g位です。

○加治佐委員

恐らく現状は5gのものを買ったとしても漁協としてのメリットはないわけですよ。総重量で放流しないといけないので。小さいあゆを放流するメリットはないっていう印象です。なぜかという総重量で条件付けされているから、一匹一匹のあゆが大きい小さいのメリットはあまりないと思うんです。ですが大切なのは、何匹放流するかという尾数です。出来るだけ赤字が出ないように、もちろん冷水病対策も考えてということであれば、例えば提案している人の話を聞くと、出来るだけ小さいものを放つと、育つのに時間が掛かるので、早めに放流するのが戦略的に良いという意見もちょっと見たんですね。ですがそういった戦略的なメリットはこの目標増殖量算定法のなかにはたぶん今のままだと反映されてこないのかなという印象を受けています。だから10gや15gの大きい魚を放流するよりは、小さいのをたくさん放流した方が資源管理としてメリットがあるよっていざなう意味です。今の実態は7gかもしれませんが、6gにするメリットが出てくると思うんですよ。放流する重量が6/7ですもんね。

○浅尾会長

7gは取扱方針で決まっています。それを変わるとなるとこの方針から変えていかなければならないことになるんですが、加治佐委員が言われることは、特別なということでしょうか。

7gを6gに変更するとなるとそれなりの根拠がいると思いますし、実状について聴き取りも必要になると思います。そこを変更するのは色々な議論を経ていきたいと思い、すぐには決められないと思います。今日はそういう意見が出たということのを伺っておき、進めたいと思います。

○加治佐委員

もちろんそれで異論はありません。実際に関わっている方々の感想を伺っていくのが現

実的かと思います。

○三輪委員

大又川飛鳥五郷漁協の要望がよくわからないところがあるので、ちょっとお教えいただきたい。義務放流量がどんどん増えていくと成り立たなくなるのはわかるんですが、現在その目標増殖量に対して、大又川飛鳥五郷漁協ではぎりぎりしか放流していないのか。それとも目標量以上に放流しているとすれば、それだけの放流余力があるわけなので、目標増殖量が多くなるとなぜ漁協の経営が成り立たなくなるのかちょっとその辺どなたかご説明していただけますか。

○浅尾会長

2-2ページの表の一番右に令和3年度の放流実績があり、目標増殖量390kgに対して、放流実績が403kgあります。

○三輪委員

なるほど、結構ぎりぎりですね。

○浅尾会長

ぎりぎりですね。それが来年度の目標増殖量の試算では460kgになり、少し厳しいというところでご要望をいただいています。

○三輪委員

わかりました。だとすると確かにおっしゃることはごもっともだという感じがします。なんらかの措置を講じる必要があるんじゃないかと思います。今日どこまで出来るかは別として、大又川飛鳥五郷漁協のおっしゃっている提案がありますよね。その方法をこういうふうに変えればいいんじゃないかっていう点について議論する必要があるんじゃないでしょうか。我々で提案とは別な方法を考えるのではなくて、大又川から改正案が出てる以上は、これに対して何か答えを出すのが先決なんじゃないでしょうか。

○浅尾会長

三輪委員から意見が出ましたが、三輪委員が言われることもごもっともだと思います。この大又川飛鳥五郷漁協が提案する算定方法についてなにかご意見ございませんか。

○井上委員

目標増殖量の算定方法とは関係ないかもしれませんが、2-24ページの⑦、⑧、⑨に補助金のことを書いてもらってあるんですが、ぎりぎりではしか放流できない組合が「ゼロ」っていうのはどうかと思っちゃうんですけど。大又川のようなきれいな川の組合が解散するのはちょっと悲しいなって思うので、川はみんなでするものだと思うので、素人的な考えかもしれないんですけど、何か県の補助金があっても良いんじゃないかなって思いました。

○浅尾会長

補助金の仕組みはどうなっているんですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

ここに記載されている補助金は、内水面水産資源の回復促進事業費補助金と思われます。この補助金は遊漁者が減少してきているなかで、より努力して経営を良くしていく漁協に対して支援していくところがそもそもの成り立ちになっています。目標増殖量というのは法律で漁業権を取得して、その河川を使っていくなかで最低限これだけは放流しましょうと決めている数字ですので、自身の経費のなかでなんとかしていただくのが本来の姿になります。

○井上委員

今おっしゃった回復というのは元気になっていくという意味ですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

そうです。遊漁者をどんどん増加させる。本当は義務放流ぎりぎりのラインを放流しておけば河川としての魚の数を守れるけども、もっとたくさんお客さんを呼んで漁協経営を良くするためにその義務放流を超えて放流した分に対して補助をします。若しくは遊漁者対象のイベントに対しての補助や食害生物の駆除、カワウや外来生物の駆除に関して補助が出る設計になっています。

○井上委員

結局はそこに書いてあるみたいに大量に放流した組合がたくさん補助金をもらえる仕組みですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

形上はそういうことになります。

○井上委員

そこがなんとかなったら良いと思うんですけど。

○金岩委員

この補助金に関してちょっと補足させていただきます。三重県の内水面漁連に参加されている漁協に関しては、内水面漁連にまず補助金が入り、目標増殖量をより超えているものの1/3までの補助金で、かつ、もうちょっと複雑なルールが色々あるんですけども、それに基づいて金額が決まっています。それは県のご説明どおりの方針なんですけれども、内水面漁連に参加されている漁協に関しては、内水面漁連からの持ち出しで最低10万円の補助金が払われる形にされています。補助金が10万円に足りないところは、原資は内水面漁連から出して10万円になるようにして分配しています。内水面漁連の方針としては、目標増殖量ぎりぎりのところであったとしても、少しでも補助が入るような形で行われています。

す。そういった動きを本当は県がやるべきなのかどうなのかは、ここで議論することなのかちょっとわからないんですけど、僕自身も本当は県が目標増殖量を達していようがなかろうが、内水面漁業の振興自体を県民にとっての有意義なことであると考えてるのであれば、維持できるような形でのなんらかの助成なり補助を行えたら良いなと思います。この枠組み以外のものでも結構なので、水産資源管理課で今後検討していただけたら良いのではないかな、と考えています。

○浅尾会長

井上委員どうでしょうか。他の意見ございますか。

○井上委員

ほとんど言っていたので、大又川飛鳥五郷さんはどうなのですか。

○中本委員

放流量が義務放流量ぎりぎりでも県から補助金出してくれたら嬉しいけどね。それはまた内水面漁連との関係もあるのかなと思うんやけど。

○垣外委員

遊漁者を増やすなんてとてもとても。三重県の場合、勝ち組、負け組がはっきりしてますんで、やっぱりそちらへ行ってしまう。

○浅尾会長

補助金のことに関しては、この委員会で議論すべきことではないと思うんで、それはまた内水面漁連などを通じて、県に要望していただくことになると思います。

ほかにこの大又川飛鳥五郷漁協が要望する算定案について、質問や意見はございませんか。

○大瀬職務代理者

事務局に聞きたいんですけど、この放流義務は解禁までに放流するなど、いつまでと決まっているのですか。あゆの放流は時期によってkgあたりの値段が違うんです。普通4月から放流して、内水面漁連の琵琶湖の種苗などは、今年のkgあたりはいくらですって言うてくるんですけど、うちなんか3月にやりますもんで、今年の値段が決まってないような時にもうやっとなるんですわ。早くするほど高いんです。僕の感じとしては4月になったらkg 5,000円で行けるんです。それがまた5月になったら落ちる。放流量をいつまでにせなあかんって決まったらそれでいきますけど、もしオールシーズンとは言わないけれど、6月過ぎて放流して良いんなら、種苗入れるルートもありますけど、金額的に安くてその量が放流できると思います。だからそういうのもひとつの案ですので、増殖量の放流義務をいつまでにせなあかんのかちょっと教えてほしい。

○浅尾会長

いつまでですか。放流する魚の大きさも告示でありましたよね。その辺はどうなんですか。

○事務局（林事務局長）

まず、目標増殖量は数量ではなく重量（kg）で表示しています。大瀬職務代理がおっしゃられた、いつまでにとのことですが、目標増殖量の取扱方針に放流期限などは記載されておらず、委員会にいただく放流の実績報告は年度単位です。4月から翌年の3月末までに放流していただいた分がその年度の放流実績になります。

○大瀬職務代理者

わかりました。

○浅尾会長

目標増殖量を告示するときに、魚の大きさの標準というのがありましたよね。欄外に書いてあったと思うんですけど。

○事務局（林事務局長）

標準的なサイズとしましては、あゆは1尾あたりの重量ですけど3gから10gでお願いしたいと記載されています。

○浅尾会長

大瀬職務代理、このことはよろしいですか。

○大瀬職務代理者

はい。

○浅尾会長

大又川飛鳥五郷漁協からご要望いただきました算定方法ですけども、あゆの算定方法もあゆ以外の算定方法に準じてするということで計算されています。これをそのまま各河川に当てはめてみると、資料③の⑥目標増殖負担率が60%以上にはならない。60%を超えないこととなりますので、これを使って増殖調整係数を求めるとすると、50%以上62.5%未満が最高になるので、係数としては0.25が最高値になるわけです。それ以上の増殖調整係数は生まれません、求められないこととなりますので、増殖調整係数は0.25が最高値なる。現方針の最高値は0.5ですので、これが半分の0.25になることとなります。ということは、この増殖調整係数の根本的な見直しになります。昨年、一年位かけてこの増殖調整係数の議論をしていただきましたが、そのなかで0.5というのは、なんとかこれを維持したいという皆さんのお考えのなかで、今の増殖調整係数の算定方法が出来たわけですけども、これをまた大きく変えるとなると、議論を尽くさなければならない。意見としてはいただくとしても、簡単には出来ないように思うんです。そのため、私としましては、現在

の計算方法で増殖量を出して、事前協議にかけたいと思います。それと目標増殖量ですので、あくまでも目標ということですので、なんらかの特段の理由でこれが達成できないからと言って、すぐにペナルティが課されることにはならないと考えて良いと思うんです。そういうことも考えていただいて、今回は従来の計算方法で目標増殖量を事前協議にかけさせていただいたらどうでしょうか。皆さんご意見どうでしょうか。

#### ○三輪委員

今の段階での次の年の目標増殖量の算定方法を変えるのは無理だと思うので、取りあえずは今のままで次年度は行うとしても、少なくとも大又川飛鳥五郷漁協の改正案に対してなんらかの答えを出していく必要があるんじゃないでしょうか。取り敢えずはこれまでの方針で行って、特段の事情がある場合、それについては考慮するとかでよろしいかと思えます。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。大又川飛鳥五郷漁協の要望をある程度くみ上げた形で、出来ることが何かあるか次回の委員会にまた検討していただきたいと思いますが、こういった可能性、対応処置が出来るかというのはどうでしょうか。事務局として何かそういった具体策というか可能性はありますでしょうか。

#### ○事務局(林事務局長)

三輪委員がおっしゃられた大又川飛鳥五郷漁協の考え方に答えを出す必要があるのではないかについては、方針をお決めいただくのは委員の皆さま方です。そのため、あくまでも参考意見ですが、大又川飛鳥五郷漁協からのご意見は、あゆの計算をあゆ以外の計算式に当てはめ、プラスそれに委員会の現方針の増殖調整係数を活用してはというご意見と思われまます。

当委員会の現方針のあゆ以外の魚種の算定方法は、生息面積である平瀬や早瀬などの面積は考慮しておらず、漁協の経常的収入や実放流事業費から算定しています。今回のご要望のなかには、経常的収入から協力金は外しましうとしていただいておりますが、基本的にはお金の計算のなかで算定されることとなります。

当委員会では、平成20年前後からあゆの目標増殖量の算定を科学的根拠に基づき行うため、生息面積や生残率、先程加治佐委員がおっしゃられたあゆの大きさなどについて、ご議論いただきました。これらを全く考慮せず、金額でという考えに戻ることはいかなものか。ということが一つございます。

次に、会長の次回委員会までに何か対応できる可能性の有無については、これまでの委員会でもあゆの増殖費用の考え方について、協議をいただいたこともありますが、種苗放流経費や人件費以外にあゆの増殖行為に係る経費、例えば、漁場監視やカワウ対策が対象になるかどうかは改めてご議論が必要になるころではありますが、そういう諸々の増殖行為に関する費用をあゆの算定計算に含める方法もあるかと思えます。

ただし、漁協の業務報告書から少し試算をさせていただいたところ、残念ながら放流経費以外の増殖行為に係ると思われるすべての経費を含めても、今の増殖調整係数を小さく

することはかないませんでした。

なお、大又川飛鳥五郷漁協の目標増殖量が近年増加傾向にあるのは、算定の計算式に用いる令和元年、令和2年、令和3年の遊漁料収入が増加しているためです。ここで、あゆの遊漁料収入が増えた分と目標増殖量が令和4年度の390 kgから令和5年度に460 kgとなった時の種苗購入費を比較すると、種苗のkgあたりの単価にもよりますが、遊漁料収入の増加分より、おそらく目標増殖量の増加に伴う種苗放流費の負担の方が大きくなってくるような気がいたします。

○浅尾会長

今日何らかの特例的なルールを決めるのはかなり難しいことかなと思います。この算定方法を変えることも少し難しいことかと思えます。まず、次年度は委員会が算出した目標増殖量でお願いして、大変努力をされていて苦しいことはほんとに良く分かるのですが、なんとかこれを目標としてお願い出来ないかなと思います。そして、繰り返しになりますがこれは目標ということですので、目標に達しないことであっても、すぐにどうこうではないと。これは大又川飛鳥五郷漁協だけでなく、他の漁協も含めて全体的なこととして考えさせていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

ご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ほかにご意見がございませんので、協議事項1については、今回協議のあったとおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、協議事項1については、今回協議された案により、各漁業権者に意見照会することとします。

続きまして、報告事項1「第18回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3をご覧ください。3-1ページにありますとおり、第18回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会は、書面開催となりました。

内容について簡単に説明をさせていただきます。3-3ページから3-21ページまでが資料1-1として令和4年度提案結果及び令和5年度の提案の方向性です。3-4ページ以降は、前回の第12回委員会で中日本ブロック協議会提案項目として協議していただいた

資料と同じものです。

3-23 ページから 3-39 ページまでが資料 1-2、参考資料として、令和 5 年度提案項目案に係るアンケート調査集計結果です。三重県からも各漁協及び県関係機関にアンケート回答していただいた内容が記載されています。

3-41 ページから 3-56 ページが資料 1-3、令和 5 年度追加提案項目等です。

3-44 ページをご覧ください。前回の第 12 回委員会で協議していただき中日本ブロック協議会提案項目として当委員会から提案したアユの冷水病等に関する魚病対策についての協議内容があります。この項目については、滋賀県からも変更案が出され、変更案に対する複数の府県からも意見があり、幹事の愛知県が各県の意向を踏まえつつ調整の結果、中日本ブロック変更案の表現となりました。

3-57 ページと 3-58 ページが資料 2 で、次年度開催県は奈良県です。

3-59 ページから 3-61 ページに資料 3、その他中日本ブロック協議会内における照会事項として、山梨県からの照会事項について、当委員会からも水産振興課に確認のうえ、回答をしています。

これらの議案等を浅尾会長に確認していただき、3-2 ページにある書面決議書の様式により、第 1 号議案、第 2 号議案ともに承認、議案に対する意見はなしとして提出させていただきました。

本日、追加で配布させていただきました「第 18 回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の開催結果について」という愛知県内水面漁場管理委員会会長からの通知をご覧ください。委員の皆様への資料等の発送に間に合いませんでしたので、追加で配布させていただきました。web 参加の委員の皆様には昨日メールでお送りしています。

内容は、第 1 号議案、第 2 号議案とも全会員により承認され、全国内水面漁場管理委員会連合会へ追加提案項目等を提出したことと、議案に対する意見として、石川県から意見がありましたとの報告です。

事務局からは以上です。

#### ○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はありませんか。

ないようですので、その他事項(1)「第 12 回委員会における意見について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局(葛西主査)

10 月 12 日に開催されました第 12 回委員会において、河川管理についてご意見をいただきました。

一般的な河川管理について、ホームページ等で確認させていただいたところ県では、県土整備部河川課の分掌事務に「県管理河川の維持管理に関すること。」があります。また、国の三重河川国道事務所では、河川整備基本方針に基づき河川整備計画に取り組まれています。

それぞれに、魚類をはじめ、水質・植物・森林・鳥類・防災等の専門分野の委員からなる委員会も設置され、河川環境の整備保全を求める住民のニーズに対し、適切に運用して

いとされています。

続きまして、もう1点、あゆの産卵場の調査について、過去に実施したことがあれば、その調査の内容等について、委員会で報告するとのことでしたので水産資源管理課から報告させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から報告をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

過去のあゆの産卵場等の調査について、内容確認をしました。平成24年に国の経済対策である緊急雇用創出事業を活用し調査を行っていました。その調査のなかで、あゆ産卵親魚の蝟集状況、産卵範囲、もしくは、その産卵場が確認された場所の状況調査、加えて食害生物の蝟集状況等について調査がされていたことがわかりました。

以上です。

○浅尾会長

ただいまの報告について、なにかご意見ございませんか。

ないようですので、続きましてその他事項2「次回委員会の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回委員会

2月上旬（今後調整）午前10時から 場所、内水面漁場管理委員会委員室  
議題（案）

- ・小型機船底びき網漁業の制限処置等の一部改正について
  - ・第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量について
- など

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。